

令和8年第2回四万十町議会定例会

議案説明資料

令和8年6月10日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第3号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	1
報告第4号	令和7年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	3
報告第5号	令和7年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	4
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	5
諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	6
議案第67号	四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結について	7
議案第68号	地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	9
議案第69号	四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	13
議案第70号	高幡障害者支援施設組合理約の変更について	14
議案第71号	令和8年度四万十町一般会計補正予算（第1号）	別冊
議案第72号	令和8年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第73号	令和8年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第1号）	別冊

■報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

公用車の交通事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項（平成18年四万十町議会告示第4号）第2項の規定により専決処分しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告するものです。

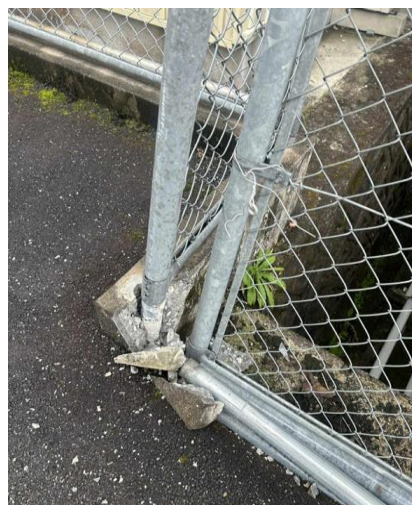
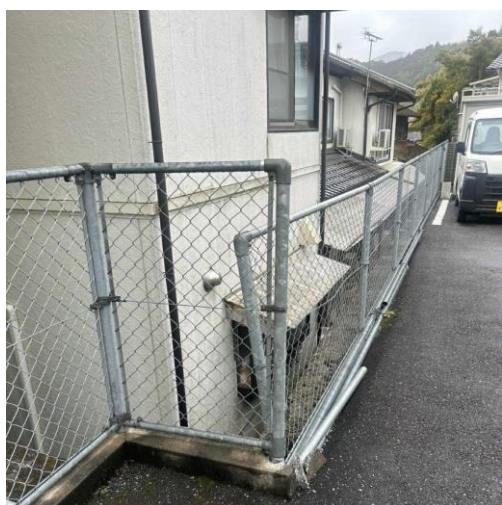
【内容】

発生場所	四万十町琴平町3-21（セイブカメラ駐車場）
概要	令和8年2月24日午後0時50分頃、公用車を運転する町職員が駐車場にバックで駐車しようとしたところ、車体の右後ろが衝突したことによって駐車場のフェンスが破損した。公用車には運転する職員のみが乗車していた。
専決処分日	令和8年5月20日
賠償金額	195,800円 内訳（フェンス修繕費、町の過失割合10割）
相手方	四万十町 [REDACTED] [REDACTED]

○事故の詳細 [位置図]



〔破損箇所〕



【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1 （略）

2 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が 50 万円以下のもの

3～6 （略）

■報告第4号 令和7年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

【要旨】

令和7年度予算において承認のあった一般会計繰越明許費について、令和8年度へ繰り越す額が確定したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、繰越額等を報告するものです。

【内容】

主な事業としては、物価高騰による町民の生活負担軽減を目的とした家計応援商品券事業などの令和7年度国の補正予算関連事業をはじめ、中間管理住宅整備事業や町道改良事業、災害復旧事業など、計38件・総額17億1,258万6千円の繰越額となっています。（「令和7年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書」のとおり）

款	翌年度繰越額	うち国補正予算関連分
2. 総務費	7,836万3千円	301万4千円
3. 民生費	2,190万6千円	30万4千円
6. 農林水産業費	1億9,203万5千円	1,470万円
7. 商工費	3億7,887万8千円	2億9,528万9千円
8. 土木費	5億1,958万4千円	
9. 消防費	7,843万2千円	270万円
10. 教育費	2億1,147万円	
11. 災害復旧費	2億3,191万8千円	
計	17億1,258万6千円	3億1,600万7千円

【根拠法令】

地方自治法施行令(抜粋)

(繰越明許費)

第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 繰越計算書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

■報告第5号 令和7年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

【要旨】

令和7年度予算において承認のあった特別養護老人ホーム窪川荘特別会計繰越明許費について、令和8年度へ繰り越す額が確定したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、繰越額等を報告するものです。

【内容】

屋上防水補修事業として1件・1,914万円の繰越額となっています。

（「令和7年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計繰越明許費繰越計算書」のとおり）

款	翌年度繰越額
1. 総務費	1,914万円
計	1,914万円

【根拠法令】

報告第4号に同じ

■諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

【要旨】

人権擁護委員伊賀修氏の任期が令和8年9月30日をもって満了することに伴い、後任の候補者として、畦地勇氏を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

【推薦をする者の氏名等】

住 所	四万十町井崎 [REDACTED]
氏 名	畦地 勇（あぜち いさむ）
生年月日	[REDACTED]（64歳）
推薦理由	畦地氏は、昨年外務省を退職し、故郷である四万十町にUターンされました。外務省では海外の大使館や総領事館での勤務も経験され、英検や通訳案内士などの資格を取得されています。退職後は地域貢献に力を注がれ、英会話教室の講師、放課後子ども教室の指導者、主任児童委員など、精力的に活動されています。これまでの経験から、グローバルな視野と高い見識をお持ちであり、人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任者であると考えます。

【根拠法令】

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の使命）

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 （略）

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 （略）

■諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

【要旨】

人権擁護委員芝たが氏の任期が令和8年9月30日をもって満了することに伴い、後任の候補者として、本山桂三氏を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

【推薦する者の氏名等】

住 所	四万十町大正 [REDACTED]
氏 名	本山 桂三（もとやま けいぞう）
生年月日	[REDACTED]（64歳）
推薦理由	<p>本山氏は、令和4年3月に退職されるまでの42年間、四万十町役場職員として地方行政に携わり、在職中は公民館主事や町人権教育研究協議会事務局等での活動を通じて人権の重要性を学び、人権啓発に取り組んでこられました。</p> <p>人権教育や啓発活動に対する高い見識をお持ちであり、地域からの信頼も厚く、これまでの経験を活かし人権擁護委員としての使命を果たすことができる最適任者であると考えております。</p>

【根拠法令】

諮問第1号に同じ

■議案第67号 四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結について

【要旨】

本議案は、一般廃棄物の指定ごみ袋の購入に当たり、指名競争による入札の結果、下記事業者と売買契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契約件名	令和8年度 四万十町指定ごみ袋購入事業
契約金額	12,351,570円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,122,870円)
契約の相手方	高知市高須新町4丁目1-43 株式会社 三井 高知営業所 所長 松木 一夫
納入場所	四万十町 秋丸 地内
納期	議決日の翌日から令和9年1月20日まで
購入物品	指定ごみ袋 可燃(大) 460,000枚 可燃(小) 103,000枚

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

入 札 記 録			
事業名	令和8年度 四万十町指定ごみ袋購入事業		
入札区分	指名競争入札		
入札日時	令和8年5月14日 午前11時30分		
入札場所	四万十町役場 西庁舎3階 会議室3A		
予定価格①	12,540,000 円	最低制限価格	円
落札決定金額②	12,351,570 円	落札率	②/①= 98.50%
契約金額	12,351,570 円	内取引に係る消費税及び地方消費税額	1,122,870円
請負者名	高知市高須新町4丁目1-43 株式会社 三井 高知営業所		
契約保証金			
業者名	第1回		備考
(有)くにさわ	辞退		
(有)アイシン	12,540,000 円		
第一化成(株)	辞退		
(株)三井 高知営業所	12,351,570 円	落	
備考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。		

■議案第68号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

【要旨】

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第237号）の施行による地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部改正に伴い、引用法令の条ずれが生じたことから、これを整理するため条例を改正するものです。

【新旧対照表】

別紙のとおり

【施行期日】

令和8年9月24日

【根拠法令】

地方自治法（改正後）抜粋

（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責）

第243条の2の8 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

2・3 （略）

（職員の賠償責任）

第243条の2の9 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体の長は、第1項の職員が同項に規定する行為により当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

4～7 （略）

8 第3項の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合において、普通地方公共団体の長は、当該職員からなされた当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは、

議会の同意を得て、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見を付けて議会に付議しなければならない。

9～14 (略)

地方自治法施行令（改正後）抜粋

(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等)

第 173 条の 5 地方自治法第 243 条の 2 の 8 第 1 項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる同項に規定する普通地方公共団体の長等（以下この条において「普通地方公共団体の長等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 地方警務官（警察法第 56 条第 1 項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。）以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体から地方自治法第 243 条の 2 の 8 第 1 項の損害を賠償する責任（以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第 203 条の 2 第 1 項若しくは第 4 項又は第 204 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第 1 号において「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 普通地方公共団体の長 6

ロ 副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 4

ハ 人事委員会の委員若しくは公平委員会の委員、労働委員会の委員、農業委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は地方公営企業の管理者 2

ニ 普通地方公共団体の職員（地方警務官並びにロ及びハに掲げる普通地方公共団体の職員を除く。） 1

(2) 地方警務官 (略)

2～4 (略)

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○四万十町監査委員条例 (請求又は要求による監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2の9第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から60日以内に監査を行わなければならない。</p>	<p>○四万十町監査委員条例 (請求又は要求による監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から60日以内に監査を行わなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>○四万十町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>○四万十町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

改正後	改正前
<p>○四万十町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第1項の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象と</p>	<p>○四万十町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7第1項の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象と</p>

改正後	改正前
<p>なる者を除く。以下「町長等」という。)の本町に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 町長等の本町に対する損害を賠償する責任は、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該町長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>なる者を除く。以下「町長等」という。)の本町に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 町長等の本町に対する損害を賠償する責任は、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該町長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

■議案第69号 四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）第 12 条の規定により、入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要なため、窪川荘は嘱託医、四万十荘は国保診療所の医師を配置しております。

嘱託医に係る報酬の額については、平成 20 年以降改定を行っておらず、近年の物価高騰等による人件費の見直しや、町内の医師不足により嘱託医の確保も難しくなっている状況を踏まえ、嘱託医の報酬の額を改正するものです。

【改正内容】

本条例の別表に規定している特別養護老人ホーム嘱託医の報酬の額を「月額 400,000 円」に改正します。

【新旧対照表】

改正後		改正前	
別表（第 2 条、第 3 条関係）		別表（第 2 条、第 3 条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
(略)	(略)	(略)	(略)
特別養護老人ホーム嘱託医	月額 400,000 円	特別養護老人ホーム窪川荘医(嘱託医)	月額 245,000 円
(略)	(略)	特別養護老人ホーム四万十荘医(嘱託医)	月額 180,000 円
(略)	(略)	(略)	(略)

【施行期日】

令和 8 年 7 月 1 日

【参考法令】

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 抜粋

<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第 12 条 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>(3)～(7) (略)</p>

■議案第70号 高幡障害者支援施設組合規約の変更について

【要旨】

高幡障害者支援施設組合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設の設置及び管理運営に関する事務の共同処理を目的として設立した組合です。

この組合で設置運営する障害者支援施設「栲原みどりの家」において、令和6年度に社会福祉施設整備事業債の元利償還が完済したことから、一部事務組合において共同処理する事務事業がほぼない状態となりました。今後は、指定管理者である法人が独立採算により施設の管理運営を行う意向があることから、事務組合の解散を検討しています。

現在の高幡障害者支援施設組合規約は、解散を想定せず制定されてきましたので、同規約の一部を変更する必要性が生じたことから、協議にあたって必要となる議会の議決を経るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議決を求めるものです。

【協議を行う内容】

高幡障害者支援施設組合規約の本則に、次の4条を加えます。

第12条：組合を解散することができる規定

第13条：解散後の財産処分の方法の規定

第14条：解散後の事務の承継に関する規定

第15条：解散後の決算の審査と認定に関する規定

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令・参考法令】

地方自治法（抜粋）

（組織、事務及び規約の変更）

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（議会の議決を要する協議）

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条（第 286 条の 2 第 2 項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第 287 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（定義）

第 4 条 （略）

第 5 条 （略）

2～10 （略）

11 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の主務省令で定める施設を除く。）をいう。

12～29 （略）

高幡障害者支援施設組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条から第11条 (略)</p> <p><u>(組合の解散)</u></p> <p><u>第12条 組合を存続する必要がなくなった場合は、関係市町が議会の議決を経て協議により組合を解散することができる。</u></p> <p><u>(解散に伴う財産処分)</u></p> <p><u>第13条 組合を解散する場合は、財産を処分するものとし、その配分等については、関係市町が議会の議決を経て協議をもって定める。</u></p> <p><u>(解散に伴う事務の承継)</u></p> <p><u>第14条 組合の解散に伴う事務の承継については、関係市町の協議によりこれを定める。</u></p> <p><u>(決算の審査及び認定)</u></p> <p><u>第15条 解散後の決算の審査及び認定は、前条の規定に基づき事務を承継する市町にて行う。</u></p> <p>(雑則)</p> <p><u>第16条</u> この規約に定めるもののほか必要な事項は、組合の議会の議決を経て定める。</p>	<p>第1条から第11条 (略)</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第12条</u> この規約に定めるもののほか必要な事項は、組合の議会の議決を経て定める。</p>

